

NHKのガバナンス体制と コンプライアンス確保の取組について

日本放送協会

NHK

- (1)NHKの経営体制
- (2)ガバナンス強化 最近の動き
- (3)リスクマネジメント体制
- (4)リスクマネジメントおよびコンプライアンス活動方針
- (5)倫理・行動憲章／行動指針
- (6)放送ガイドライン
- (7)暴力団等の排除
- (8)出演者の人権尊重のガイドライン
- (9)まとめ(おわりに)

NHKのガバナンスは、放送法の規定に基づき、経営委員会、監査委員会、執行部がそれぞれの職責を果たしている

■ 経営委員会

- 委員 12人(一部常勤) 衆参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命 委員長は委員の互選
- 職務 内部統制、中期経営計画、予算など協会の重要事項の議決と、役員の職務の執行の監督
- 放送法や同法に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、個別の放送番組の編集その他の協会の業務を執行することができない
- 会長は3か月に1回以上、職務の遂行状況、苦情その他の意見及びその処理の結果の概要の経営委員会への報告義務

※経営委員会事務局が職務執行を補佐

■ 監査委員会

- 委員 3人以上(うち1人以上は常勤) 経営委員の中から経営委員が任命
- 経営委員を含む役員の職務の執行を監査
- 役員や職員に職務執行に関する事項の報告を求めることやNHKの業務や財産の状況を調査することができる
- 定期的に監査委員会を開催し、NHKの業務について報告を受け、必要があれば調査し、経営委員会に報告

※監査委員会事務局が職務執行を補佐

■ 執行部

- 会長、副会長、理事7～10人 会長は経営委員会が任命 副会長・理事は経営委員会の同意を得て会長が任命
- 会長は、協会を代表し、経営委員会の定めるところに従い、業務を総理

(1)NHKの経営体制

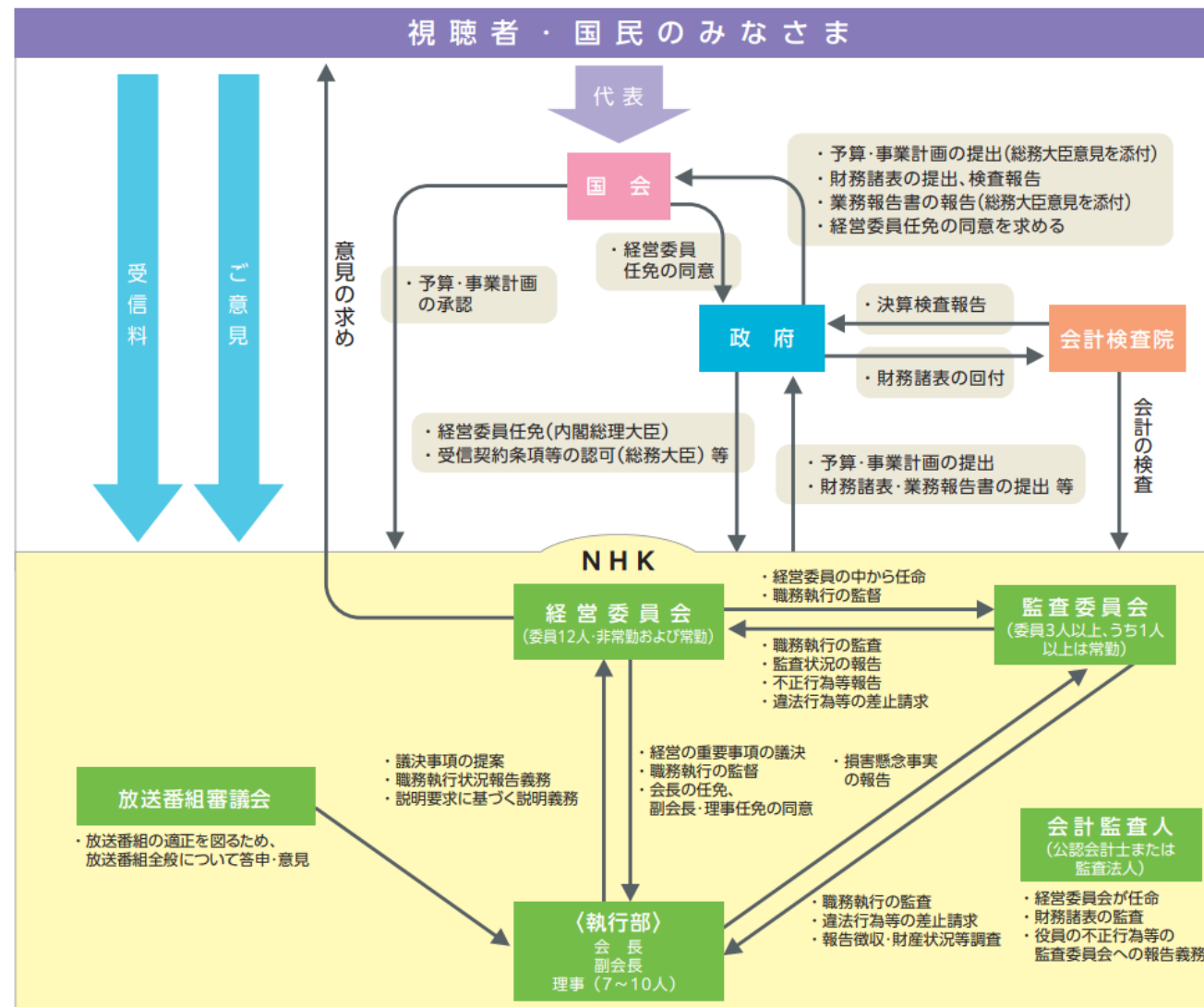
収支予算、事業計画及び資金計画(予算)

- NHKは、経営委員会の議決を得た予算に中期経営計画を添え、総務大臣に提出
- 総務大臣は、意見を付し、中期経営計画を添え、内閣を経て国会に提出
- 国会は、提出された予算を審議し、承認

財務諸表(決算)

- NHKは、経営委員会の議決を得た財務諸表を作成し、監査委員会及び会計監査人の意見書を添え、総務大臣に提出
- 総務大臣は、内閣に提出
- 内閣は、会計検査院の検査を経て国会に提出

予算・決算をはじめとする組織・業務・財務・評価及び監査・関連団体等に関する情報は、ウェブサイト等で閲覧可能



(1)NHKの経営体制 <参考> 経営情報の公開



経営に関する情報

トップ > 経営に関する情報

目 録 NHKの概要と関連団体

組織・ガバナンス NHKの概要 >	放送法（NHKサイトを離れます） >
日本放送協会定款 >	組織図 >
全国のNHK >	放送センターの地図 >
役職員の報酬・給与等の支給基準 >	NHK経営委員会 >
NHK監査委員会 >	内部統制関係議決 >
日本放送協会報 >	
関連団体 NHK関連団体について >	関連団体運営基準 >

目 録 役員・経営計画・予算・記者会見など

役員・記者会見等 経営委員 >	経営委員会議事録 >
監査委員 >	会長・副会長・理事 >
理事会議事録 >	会長会見 >
メディア総局長会見 >	NHK関連の報道に対する見解 >
NHKがめざすもの（会長メッセージ） >	
経営計画・予算・業務概要など NHK経営計画 >	放送センター建替 >
収支予算、事業計画及び資金計画 >	四半期業務報告 >
業務報告書 >	視聴者対応報告 >
決算 >	会計検査院による決算検査報告 >
経理規程 >	NHK受信料制度等検討委員会 >
放送技術審議会 >	防災業務計画（要旨） >
新型インフルエンザ等対策業務計画（要旨） >	国民保護業務計画 >
ことしの仕事 >	経営計画の変遷～NHKの改革と進化～ >
NHKの事業継続の取り組み（BCP） >	NHK年鑑 >
デジタル時代のNHK懇談会(2005年～2006年) >	NHK“約束”評価委員会(2005年～2009年) >
視聴者視点によるNHK評価委員会(2009年～2012年) >	NHK受信料制度等専門調査会(2010年～2011年) >

① 放送法とNHKの沿革

放送法と公共放送 > NHKの沿革と放送史 >

目 録 番組・インターネットサービス

番組 国内番組基準 >	国際番組基準 >
NHK放送ガイドライン（インターネットサービス必須業務化版） >	放送倫理の確立に向けて >
NHKの出演者に対する人権尊重のガイドライン >	国内放送番組編集の基本計画 >
国内放送番組編成計画 >	国際放送番組編集の基本計画 >
国際放送番組編成計画 >	各地方向け地域放送番組編集計画 >
国内放送番組の種別 >	放送番組審議会 >
受賞・国際展開 >	
インターネット インターネット配信業務 >	番組関連情報配信業務規程 >
任意的配信業務実施基準 >	任意的配信業務実施計画 >
インターネット配信業務審査・評価委員会 >	

目 録 受信料関係

日本放送協会受信規約 >	日本放送協会受信料免除基準 >
放送受信契約放統計要覧 >	受信料の窓口 >

目 録 情報公開

NHKの情報公開について >	文書目録 >
情報公開の実施状況 >	備え置き公開文書とは >
NHK情報公開基準 >	NHK情報公開規程 >
NHK情報公開・個人情報保護審議会規程 >	

目 録 個人情報保護（プライバシーセンター）

NHKにおける個人情報保護について >	NHKパーソナルデータ憲章およびプライバシーポリシー >
NHK個人情報保護規程 >	報道・著述分野に係る個人情報保護規程 >
NHK情報公開・個人情報保護審議会規程 >	個人情報の開示等の求めへの対応状況 >

目 録 外部との取引

業務委託基準 >	放送法第20条第2項の業務の委託に関する基準 >
外国人向け協会国際衛星放送の業務の委託に関する基準 >	番組制作の委託取引に関する自主基準など >
業務委託契約要領 >	NHKと外部（関連団体を含む）との契約の状況について >
NHKと関連団体との取引 >	契約情報の公表 >
関連のページ >	

目 録 リスクマネジメント・コンプライアンス

NHK倫理・行動憲章／行動指針 >	リスクマネジメントとコンプライアンス推進 >
暴力団等の排除についての指針 >	役職員の服務準則 >
内部監査・関連団体調査規程 >	文書管理規程 >
懲戒処分公表基準 >	改革・新生の取り組み(2004年～2009年) >

目 録 採用/働き方改革とダイバーシティ推進

職員採用情報 >	働き方改革とダイバーシティ推進 >
2人の職員の労災（過労死）と働き方の抜本的見直し >	

目 録 環境とSDGs

環境経営 >	NHK×SDGs >
--------	------------

目 録 調査・研究・大学などとの包括連携

放送研究と調査 >	NHK放送文化研究所 年報 >
NHK放送技術研究所 刊行物 >	大学などとの包括連携 >

目 録 広報（視聴者のみなさまへ）

プレスリリース（経営） >	プレスリリース（コンテンツ・サービス） >
ことしの仕事 >	NHKオンライン >
NHK_PR >	動画で見るNHK >
NHKを装った不審な問い合わせ・勧誘等について >	NHKみなさまの声にお応えします >
NHKの技術の紹介 >	NHKの視聴方法 >
どーもくんMUSEUM >	ななみちゃん紹介ページ >
NHK放送局ご当地キャラ図鑑 >	NHKジュニアブック >
メディア・リテラシー >	NHKわたしごとstory >
NHK GAKUSEI >	

目 録 放送法に基づき提供している文書

放送法に基づき提供している文書 >

NHKウェブサイト
「NHKについて 経営に関する情報」
<https://www.nhk.or.jp/info/pr/>

(2)ガバナンス強化 最近の動き

■ 2007年法改正

- 経営委員会の監督機能の強化
 - ・ 執行部に対する監督権限を明記
 - ・ 「経営の基本方針」や「コンプライアンス体制」の決定を議決事項に追加
 - ・ 執行部からの職務報告を義務化 等
- 経営委員の一部常勤化
- 国民に開かれた経営の確保(経営委員会による受信者意見聴取、執行部による受信者苦情対応、協会の情報公開を制度化等)
- 監査部門の強化(監査委員会による監査制度の導入、外部監査(会計監査人による監査)の義務付け等)

■ 2019年法改正

- コンプライアンス確保(会社法制に倣った規定の整備)
 - ・ 経営委員会がNHKグループの内部統制に関し議決すべき事項を具体的に規定
 - ・ 役員(経営委員・執行部)のNHKに対する忠実義務を規定
 - ・ 監査委員会のチェック機能強化(役員の責任追及権の付与等) 等
- 情報公開による透明性の確保(NHKグループに関する情報提供の義務付け等)
- 透明で計画的なガバナンスの確保(中期経営計画の作成・公表・収支予算等への添付、パブコメ手続等)

■ 執行部の意思決定プロセスの見直し(2023年)

- 議案審査の一元化
- 多面的観点からのチェック
- リスク軽重に応じた審議プロセスの設定
- 意思決定プロセスの透明化と責任の明確化

■ 「ガバナンス協議会」の設置(2024年)

- NHK経営計画(2024-2026 年度)に掲げ、2024年6月に設置
- <目的>経営委員会によるガバナンス強化に向けて、協会・関連団体の運営、業務、財産に関する重要な内容に対し、とくに「ガバナンス」の観点から、経営委員会が、執行部と審議・検討することを主目的とするとともに、経営委員会がより幅広く意見を集め、多元性の確保など、ガバナンスに生かす取り組みを強化することを含む

(2)ガバナンス強化 最近の動き <参考> 内部統制関係議決(一部)

(平成20年 3月25日議決)
(平成20年 4月 1日施行)
(平成21年10月27日議決)
(平成21年11月 1日施行)
(平成23年 6月28日議決)
(平成23年 6月30日施行)
(平成25年 5月14日議決)
(平成25年 5月14日施行)
(平成28年 3月 8日議決)
(平成28年 4月 1日施行)
(2019年12月24日議決)
(2020年 1月 1日施行)
(2022年 9月13日議決)
(2022年10月 1日施行)
(2024年 3月26日議決)
(2024年 4月 1日施行)
(2025年10月14日議決)
(2025年10月14日施行)

内部統制関係議決

放送法第29条第1項第1号口及び放送法施行規則第17条に規定する事項の経営委員会議決

一 監査委員会の職務を補助すべき職員及び専門的知識を有する者その他の者に関する事項

- 1 監査委員会の職務執行を補佐する機能として、監査委員会事務局を置く。
- 2 この組織は、監査委員会の指揮命令に従い、自ら、あるいは関連部署と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行う。
- 3 この組織には、監査委員会の職務執行を補佐するのに必要な専門的知識及び能力を有する職員が適切な員数で配置される。
- 4 監査委員会は、必要な専門的知識を有する外部の専門家を活用することができる。

二 前号の職員の会長、副会長及び理事からの独立性に関する事項

会長は、監査委員会事務局の所属職員の人事異動・評価について、監査委員会の事前同意を得る。

三 監査委員会の職務を補助すべき職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会事務局の所属職員は、監査委員会又は監査委員より指揮命令された業務に関して会長、副会長及び理事の指揮命令を受けない。

放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決

(1) 会長、副会長及び理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

- 1 会長・副会長及び理事の職務の適切な執行を確保するため、これらの役員の職務専念義務、忠実義務その他の服務に関する準則を定める。
- 2 「NHK倫理・行動憲章」「行動指針」を定め、継続的な研修などを通じて、会長、副会長及び理事並びに職員に遵守させる。
- 3 コンプライアンスの最高責任者CCO（Chief Compliance Officer）を会長とする。
- 4 会長は、コンプライアンスの維持運営及び推進に関する方針や重要事項を審議する機関としてリスクマネジメント委員会を設置し、これを統括するとともに、コンプライアンスに関する業務を専門的に遂行するリスク管理組織を設置する。
- 5 経営委員会は、定期的に会長から職務の執行の状況の報告を受ける。
- 6 監査委員会は、定期的に会長、副会長及び理事へのヒアリングを行うとともに、内部監査組織から監査結果の報告、上記(1)4の組織からリスクマネジメントの活動状況の報告を受ける。
- 7 監査委員は、協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、放送法に基づき、会長、副会長及び理事から、直ちに、当該事実の報告を受ける。
- 8 会長は、内部通報制度を整備し、内部通報の内容について、監査委員会に報告する。

(2) 会長、副会長及び理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 会長は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、保存及び管理に関する規程を整備し、適切に保存及び管理を行う。
- 以下の文書については、永久保存とする。
- ① 会長による決裁
 - ② 会長の職務執行を補佐する理事会の議事録及び資料、その他会長、副会長及び理事で構成する会議体の資料

(3) 協会の損失の危険の管理に関する体制（リスクマネジメント体制）

- 1 リスクマネジメントの最高責任者CRO（Chief Risk Officer）を会長とする。
- 2 会長は、リスクマネジメントに関する方針や重要事項を審議する機関としてリスクマネジメント委員会を設置し、これを統括するとともに、リスクマネジメントに関する業務を専門的に遂行するリスク管理組織を設置する。
- 3 会長の下、上記(3)2の組織は、リスク要因の継続的把握とリスクの予防、並びにリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

放送法第29条第1項第1号マに規定する事項の経営委員会議決

- 1 本議決は、「放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決」（6）の「協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するための体制」に類するものとして、関連会社及び関連公益法人等についても同様の事項を定めるものである。
- 2 「関連会社」とは、放送法施行規則第30条第1項第11号イに規定する関連会社をいう。「関連公益法人等」とは、放送法施行規則第30条第1項第11号ロに規定する関連公益法人等をいう。
- 3 関連会社の業務範囲
 - ① 協会から放送法第22条第3号の規定による出資を受けた関連会社のうち、協会又は子会社の議決権保有割合が3分の1を超える関連会社の場合の業務範囲については、「放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決」（6）2⑬を準用する。
 - ② 協会から放送法第22条第3号の規定による出資を受けた関連会社のうち、協会又は子会社の議決権保有割合が3分の1以下ではあるが、協会が人事、資金、技術、取引等を通じてその業務の方針に重要な影響を与えることができる場合の業務範囲については、上記①に準じ、協会の使命に照らして適正な範囲の事業を営むものとする。
- 4 関連会社及び関連公益法人等への業務委託
「放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決」（6）2⑭を準用する。
- 5 関連会社及び関連公益法人等の組織、業務、財務に関する基礎的な情報の提供
「放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決」（6）2⑮を準用する。
- 6 関連団体運営基準の策定並びに関連会社及び関連公益法人等との基本契約の締結
 - ① 「放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決」（6）3に規定する「関連団体運営基準」には、本議決の2、3、4、5の内容を含めることとし、子会社だけでなく、関連会社及び関連公益法人等の運営に関する共通の基準を兼ねる。
 - ② 会長は、関連会社及び関連公益法人等との基本契約の締結については、「関連団体運営基準」に定める。

NHKガバナンス強化に関するこれまでの主な制度改正（概要）

8

昭和34年3月 放送法の一部を改正する法律（昭和34年法律第30号）の公布

→ 経営委員会構成員から会長の除外、経営委員の増員（8人から12人）等の規定の整備

昭和57年6月 放送法の一部を改正する法律（昭和57年法律第60号）の公布

→ NHKの業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に対する出資を可能とする規定等の整備

昭和63年5月 放送法及び電波法の一部を改正する法律（昭和63年法律第29号）の公布

→ NHKの理事・監事の任期を3年から2年への見直し、業務報告書・財務諸表への監事意見添付等の規定の整備

平成元年6月 放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成元年法律第55号）の公布

→ NHKの業務の委託に関する規定や監事の子会社に対する営業の報告に係る調査権限の規定等の整備

平成18年6月 通信・放送の在り方に関する政府与党合意

→ NHKのガバナンス強化に向けた経営委員会の改革案の提示

平成19年12月 放送法等の一部を改正する法律（平成19年法律第136号）の公布

→ NHKのガバナンスを強化するため、経営委員会について、監督権限の明確化、一部委員の常勤化、議決事項の見直し等を行うとともに、監査委員会の設置、外部監査の導入等を措置

平成28年9月 「放送を巡る諸課題に関する検討会」第一次取りまとめ

→ NHKの業務・受信料・経営の在り方の一体的な改革の必要性について提言

平成30年9月 「放送を巡る諸課題に関する検討会」第二次取りまとめ

→ NHKのガバナンス改革として、コンプライアンスの確保、情報公開による透明性の確保、適切な評価・レビュー等の確保を提言

令和元年6月 放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第23号）の公布

→ NHKグループの内部統制等コンプライアンスの確保に係る制度の充実、透明性の確保のための情報公開に係る制度の整備、及び中期経営計画の策定・公表に関する制度の整備

令和元年9月 「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」の策定

→ NHK子会社等の事業運営の効率性・適正性・透明性確保のため、放送法関連規定の解釈等を提示

令和3年1月 「公共放送の在り方に関する検討分科会」とりまとめ

→ 中間持株会社制の導入等について提言

令和4年6月 電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）の公布

→ NHKの中間持株会社への出資に関する制度等の整備

出典：
総務省「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会・公共放送ワーキンググループ（第17回）」事務局資料（2023年12月26日）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000920154.pdf

■ リスクマネジメント委員会

- 会長がCRO(Chief Risk Officer)およびCCO(Chief Compliance Officer)を務め、NHKおよびNHKグループのリスクマネジメントとコンプライアンスを統括
- 活動の基本となる「リスクマネジメント委員会」は、会長を委員長、副会長を委員長代行とし、全理事で構成
- 委員会では、NHKグループにおけるリスクの評価や防止、発生事案への対処、NHK職員や関連団体職員・社員の遵守事項に関する周知や啓蒙、リスクマネジメント体制の基本方針等を審議
- 委員会の実務や事務局はリスクマネジメント室が担う

■ リスクマネジメント室

- コンプライアンスおよびリスクマネジメントに関する業務を専門的に遂行
- 職員が自ら律する意識改革・組織文化の改革を推進

■ リスクマネジメント推進会議

- 各部局に部局長をリスクマネジメント推進責任者とする「リスクマネジメント推進会議」を設置
- 部局のリスクの抽出や対処方針の決定、発生事案への対応等、リスクマネジメントとコンプライアンスの確保に必要な事項を検討し実施
- 関連団体においては、各団体の代表者がリスクマネジメント推進責任者として、団体のリスクマネジメントを統括

■ 内部通報

- 内部通報制度を規程に定め、法令や内規などに違反する事実がある場合はもちろん、違反が生じようとしていると思われる場合も通報を受け付け
- NHKの役職員やスタッフ、業務委託の受託者、関連団体の従業員等のほか、1年以内にNHKグループの業務に従事していた人からの通報も受けつける
- 発生した危機管理案件は、リスクマネジメント室と関係部局が連携して適切に対応

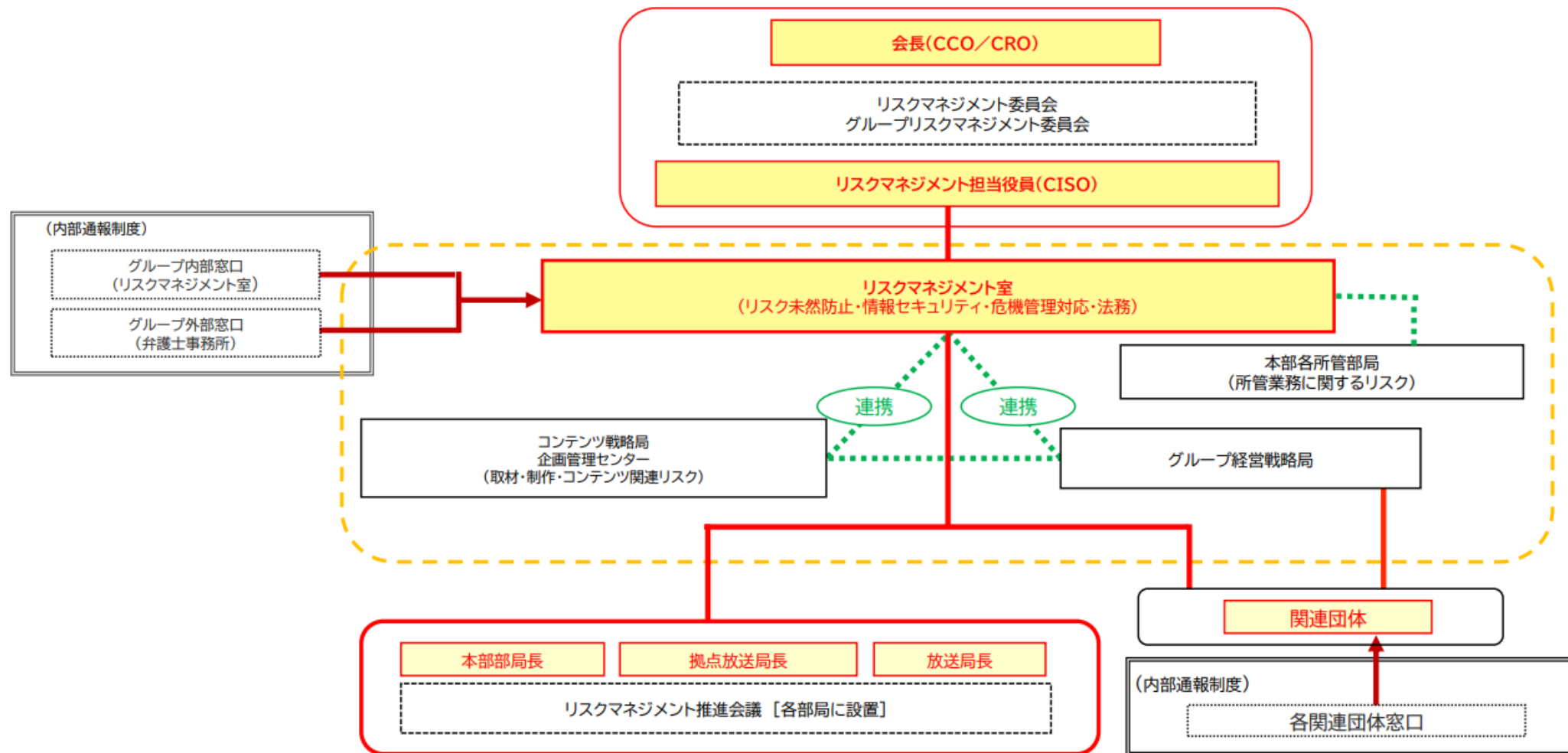
2024年度

内部窓口 37件

外部窓口 11件

※内部通報は、NHKグループ通報内部窓口(リスクマネジメント室内)とNHKグループ通報外部窓口(弁護士事務所)により受け付けている

■ NHKのコンプライアンスとリスクマネジメント体制



■ リスクマネジメント及びコンプライアンス活動方針

2025年4月1日
リスクマネジメント委員会

2025年度 リスクマネジメント 及び コンプライアンス活動方針

NHKは、視聴者のみなさまに信頼される公共放送(メディア)であるために、「NHK倫理・行動憲章」を順守し、「行動指針」に則り、業務におけるリスクに適切な対応をします。2025年度は下記のリスクに重点的に取り組みます。

協会全体で取り組む共通リスクマネジメント方針

- ◆公共放送(メディア)の業務執行を堅実・確実にいき、NHKの「公共的価値」を高め、視聴者・国民により信頼されるNHKとなります。
- ・全役職員は、ともに公共放送(メディア)に働く者として、お互いに目配りをしながら、リスク未然防止およびコンプライアンス順守を徹底する。
- ・役員は、所掌する業務におけるリスクマネジメントに率先して取り組む。
- ・部局長は、直接業務を執行する立場として、業務プロセス上の“潜在的なリスク”に常に留意し、業務を確実に遂行する。

1. コンプライアンスに関わるリスク

- ◆「NHK倫理・行動憲章」「行動指針」の内容を理解、順守し、職務を誠実に遂行します。
- ◆受信料の重みを認識し、適正な経理処理の徹底ならびに効率的な業務運営を行います。

2. コンテンツ・サービスの信頼性と品質に関わるリスク

- ◆全ての職員が「放送ガイドライン」を順守します。
- ◆複眼的試写など取材・制作の過程でのチェック機能を強化し、コンテンツの品質を一層向上させます。
- ◆インターネットの必須業務化を踏まえ、新たなリスクに適切に対応します。

3. 情報セキュリティ・個人情報の取り扱いに関わるリスク

- ◆情報セキュリティ体制を強化し、効率的・効果的にリスクをコントロールします。
- ◆個人情報保護・プライバシーに対する意識を高め、個人情報・個人データを適切に取り扱います。
- ◆ランサムウェアやサプライチェーンリスクへの対応など、最新動向を踏まえたサイバー攻撃への対策を一層強化します。

4. 長時間労働・勤務管理に関わるリスク

- ◆過労死の問題を風化させることなく、より一人ひとりに向き合ったマネジメント・勤務管理・健康確保により、リスクの高い働き方を抑制し、長時間労働に頼らない組織風土へと変革を図ります。
- ◆勤務に関する制度や運用面の理解度を高め、適切な勤務管理を行います。

5. ハラスメント・職場環境に関わるリスク

- ◆多様な人材が力を発揮できる環境に向け、職場全体でハラスメントの防止と心理的安全性を高めます。
- ◆相談しやすい窓口の構築・周知と職場・人間関係づくりにより、相談への適切な対応を行います。

- 全部局の業務グループごとに、向き合うべきリスクを選択し、どんなリスクがあるのか、リスク解消や問題発生を防ぐためにどんな方策が必要かを話し合い、年間を通してPDCAを回している

■ 倫理・行動憲章／行動指針

- 2004年に制定し、直近の改定は2025年4月
- 「倫理・行動憲章」は、NHKの使命と目的を達成するために、職員一人ひとりの道しるべとなる基本理念
- 「行動指針」は、行動憲章に基づき、倫理基準・行動規範をより具体的に記し、NHK役職員として行動すべき内容を示したもの
- 激変する社会状況やメディア環境の中、公共放送に求められる役割、視聴者本位の業務遂行について改めて示すとともに、人権の尊重に対する姿勢をより明確に打ち出し、業務に携わるすべての人の健康の確保、お互いを尊重し、多様な価値観を認め合う職場を目指すことを明記
- すべての役職員は、年に1回以上、e-ラーニングなどを通して、倫理・行動憲章と行動指針を学び直し、遵守することを誓約

※「NHK倫理・行動憲章」「行動指針」は、NHKウェブサイトで公表

<https://www.nhk.or.jp/info/pr/guideline/>

倫理・行動憲章(全文)

NHKは、自主自律を堅持し、健全な民主主義の発展と文化の向上に役立つ、正確で信頼できる情報、豊かで良質な番組・コンテンツを、あまねく視聴者のみなさまにお届けすることを使命としています。私たちは、その使命と社会的責任を深く自覚し、次のことを行動の基本に掲げ、誠実に、視聴者本位で職務を遂行します。

- 公共放送の使命を貫きます。
- 視聴者のみなさまの声に耳を傾け、受信料制度の理解促進に努めるとともに、公金意識を徹底します。
- 人権を第一に考え、公私において、法令を遵守するとともに、高い倫理観に基づく、責任ある行動をとります。
- 業務に携わるすべての人の健康を大切にし、多様な価値観を認め合います。
- ◇ 私たち全役職員は、本憲章を遵守し、その徹底を図ります。また、互いの目配りに努め、不適切な行為には毅然(きぜん)として対応し、必要に応じて上司、または通報窓口等に連絡・相談します。
- ◇ 会長・役員および各組織の長は、本憲章の遵守・徹底の責任者として、そのリーダーシップをとるとともに、本憲章に反する事態が発生したときは、迅速に調査と原因究明にあたり、再発防止策を講じ、視聴者への説明責任を果たします。
- ◇ 本憲章に反する行為には、規程等に基づき、厳正に対処します。

行動指針(4項目のうちの1項目を例として抜粋)

○人権を第一に考え、公私において、法令を遵守するとともに、高い倫理観に基づく、責任ある行動をとります。

- ◆人権尊重の意識を高め、いかなる人権侵害も許しません。
- ◆法令・社会のルール、内部規程を十分に理解し、遵守を徹底するとともに、社会の良識に基づき、責任と自覚をもって行動します。
- ◆職務上知ることのできた情報を、インサイダー取引等、個人の利益のために利用せず、退職後も含め、情報漏えいを行いません。
- ◆情報セキュリティを確保するとともに、機密情報や個人情報等を厳重に管理し、漏えいさせません。
- ◆社会の秩序や安全に脅威を与える団体や個人からの、不当な要求には一切応じず、常に毅然(きぜん)とした態度で臨みます。
- ◆不正な金品などの授受は行いません。
- ◆地球環境に与える影響に配慮して行動し、持続可能な社会の発展に貢献することを目指します。

■ 放送ガイドライン

- 1997年に策定し、直近の改訂は2025年10月
(今回の改訂は5回目、前回の改訂は2020年2月)
- NHK職員やNHKの放送に携わるすべての者が取材や番組制作を行う上での判断の指針
- 18の章と資料編で構成

【放送ガイドライン 2025改訂版 目次】

第1章 自主・自律の堅持
第2章 放送・配信の基本的な姿勢
第3章 インターネットを通じた放送番組などの発信
第4章 コンプライアンス ～法令やルールの順守～
第5章 取材・制作の基本ルール
第6章 表現
第7章 情報と宣伝・広告
第8章 著作権
第9章 利用者情報の取り扱い
第10章 国際放送
第11章 事件・事故
第12章 災害・非常事態
第13章 暮らしと社会

第14章 政治・選挙・経済
第15章 国際・海外取材
第16章 取材・制作の委託
第17章 厳正な経理処理
第18章 誠意ある対応

※「NHK放送ガイドライン2025」は、NHKウェブサイトで公表
<https://www.nhk.or.jp/info/pr/bc-guideline/>

第4章 コンプライアンス ～法令やルールの順守～

4

コンプライアンス ～法令やルールの順守～

- 取材・制作にあたっては、法令に沿って行動するとともに、内部規程に従わなければならない。
- 受信料で成り立つ公共放送で働く者として、高い職業倫理を持ち、自らの判断が社会のルールに照らして適切なのかを常に自問し、発言や行動を律する。
- 業務中だけでなく、私生活上のことであっても、NHKの名誉や信用を損ねたり公共放送で働く者としてのモラルに反したりする発言や行動は厳に慎む。
- 職務上知ることのできた機密やプライバシーなどの情報は、適正に管理する。自己の利益のために用いてはならない。
- 企業の合併や経営統合、破綻など、業務上知り得た経営上の重要情報を基に株式などの取引を行うことは金融商品取引法で禁じられたインサイダー取引に当たり、決して行ってはならない。株価に影響を与えるような企業情報は事前に漏れないように厳重に管理する。株式などの取引にあたっては、NHKのインサイダー取引防止規程に従わなければならない。
- 不正な金品などの授受は行わない。また、上司の許可なく業務に関する謝礼や品物を受け取ったり、慰労を受けたりしてはならない。外部業者などとの交際にあたっては、社会的な疑惑や不信を招くことのないよう慎重な判断と対応が求められる。
- 取材や制作に関わるスタッフや業務委託先などとの契約を守る。労働法規および独占禁止法、いわゆる下請法（下請代金支払遅延等防止法）など、関係の法令を順守する。
- 不正やコンプライアンスに反する行為をしたり、するおそれのある事実を知ったりしたときは、すみやかに上司やコンプライアンス通報窓口に報告する。この場合、通報者に対して通報を理由とする不利益な取り扱いは一切しない。
- コンプライアンス上の重大な問題が発生したときは、迅速で的確な対応を組織的にを行い、解決と再発防止にあたる。

第11章 事件・事故(一部を例として抜粋)

⑧ 被害者の人権

- 被害者の人権は、加害者の人権に比べて守られていなかったという批判、反省があり、2004(平成16)年に犯罪被害者等基本法が作られるなど、犯罪や事故の被害者の権利を守る動きが広がっている。
- 犯罪被害者等基本法では、
「被害者の多くは、その権利が尊重されてきたとは言い難い」
「直接の被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった」
「犯罪被害者の権利利益が保護される社会の実現に向け、新たな一步を踏み出さなければならない」
と述べている。
- 報道のあり方についても、取材方法に被害者の心情を無視したところがあったのではないかと反省がある。過熱した取材や報道、無神経な言葉遣いなどによって被害者を苦しめることがないように努めなければならない。また、現場に駆けつける家族を遮るような取材はしないなど、十分配慮しなければならない。
- 被害者の写真や映像についても、使用にあたっては不必要な繰り返しを避けるなどの配慮が必要である。
- 暴力団が関係する事件や性犯罪などで、被害者の安全や2次被害のおそれなどを検討して匿名報道にする場合には、映像についても被害者が特定されないように注意する。

■ 出演契約における暴力団等の排除についての指針

➤ 2011年に策定

NHKは、これまでも、暴力団等社会の秩序や安全に脅威を与える団体や個人に対しては、不当な要求に応じず、常に毅然とした態度で臨んできたところですが、暴力団等排除の社会的な動向に鑑み、出演契約における暴力団関係者の取り扱いについて、次のとおり指針を定めます。

1. この指針は、次の各号の一つに該当するとNHKが判断した出演者、または、出演者が所属する企業・団体(当該企業・団体の役員、従業員等を含みます)を対象とします。

(1)暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」といいます)、または暴力団等に協力し、もしくは暴力団等を利用するなど暴力団等と密接な関わりを有する者

(2)自ら、または、第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える過剰な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為その他これらに準じる行為を行った者

2. NHKは、前項に該当するおそれがあると認めたときは、期日を定めて、報告書の提出を求めることがあります。この場合、該当するおそれがない旨を合理的に判断できるまでの相当の間、NHKは出演契約上の義務の履行を停止することがあります。

3. NHKは第1項に該当する者について、その出演または出演契約の履行が、暴力団等の活動を助長し、または、暴力団等の組織運営に寄与するおそれがあると判断した場合は、出演契約を何らの催告なく、直ちに解除することがあります。

■ NHKの出演者に対する人権尊重のガイドライン

- NHKでは、ジャニー喜多川氏の性加害問題を契機に、出演者の起用にあたって、所属事務所の人権を尊重する姿勢を考慮することとし、そのためのガイドラインを作成。NHKおよび関連団体は、番組の制作にあたって、出演者の人権、人格を尊重し、安全・安心な環境の確保に努めていくという基本姿勢を示し、2024年度から主な事務所に賛同を求めている

【NHKの出演者に対する人権尊重のガイドライン】(全文)

- 人権、人格を尊重し、コンテンツ制作のあらゆる段階で、誰もが十分に能力を発揮できる規律ある制作現場を目指します。出演者に対する性的搾取、性的虐待を排除し、悪質な嫌がらせや差別的または攻撃的な行動を認めません。
- 制作現場において、人種、民族、国籍、宗教、障害、政治的思想、性別、年齢、ジェンダーなどいかなる理由による差別も認めません。
- 強制労働など人権を侵害する労働慣行は認めません。
- 子どもの人権を尊重し、児童労働や児童虐待を認めません。未成年の出演者については、労働基準法など関係法令・法規を順守します。
- 出演者1人ひとりの心身の健康に配慮し、安心・安全な環境の確保に努めます。
- NHKおよび関連団体のすべての役職員は、出演者の人権を尊重します。

(8)出演者の人権尊重のガイドライン

- この人権尊重のガイドラインを、来年度の番組に出演していただく主な出演者の方の所属事務所にお示しをして、こうしたNHKの考えや取り組みに一層の理解と協力を求めていくようにしようと、組織的に考えています。
- このガイドラインは、基本的にはNHKと関連団体の全役職員が順守すべきものとして作成したのですが、番組制作の現場で、このガイドラインに反する行為は認めないということを謳っていますので、仮に出演者側がこれに反するような事態を起こした場合には、必要に応じて出演を見合わせるといった厳しい対応をとるという意思表示でもあります。
- 私はかねてから申し上げている通り、放送業界特有の問題として、番組制作にあたっては、出演者や取材先などと放送局側の職員・スタッフとの間に、ある種の上下関係が存在していて、その中でどうやって適切な関係性を維持していくかという課題が常に存在していると考えています。ご存知の通り業界では、そういった関係性のあり方が改めて問われるような事案も起きています。今後、主な出演者の方の所属事務所に対して、NHKの人権尊重のガイドラインに賛同を求めることで、NHKとしてはそうした点を非常に重視しているということをご理解いただいて、不適切な事案の発生防止や事態の改善につなげていければと考えています。
- 最終的にはこうした取り組みが大きく広がって、放送業界全体の健全性確保につながっていくといいのではないかと考えています。

(2025年10月16日 稲葉延雄会長 10月定例記者会見より)

- NHKのガバナンスの仕組みは、放送法等でNHK固有の規定がなされ、規律されている
- これら法令の定めや「内部統制関係議決」等を遵守するとともに、「倫理・行動憲章／行動指針」を定め、全役職員が遵守を誓約するなど、協会自身による取り組みも推進
- 会長がCRO(Chief Risk Officer)およびCCO(Chief Compliance Officer)を務め、NHKおよびNHKグループのリスクマネジメントとコンプライアンスを統括するとともに、リスクマネジメント室がそれらに関する業務を専門的に遂行
- 各組織が適切に連携し、リスクマネジメントとコンプライアンスの実効性を確保
- 放送分野においても、「放送ガイドライン」を策定し、NHKの放送に携わるすべての者が取材や番組制作を行う上での判断の指針としている
- 「出演者の人権尊重のガイドライン」を作成し、NHKおよび関連団体は、番組の制作にあたって、出演者の人権、人格を尊重し、安全・安心な環境の確保に努めていくという基本姿勢を示している
- 来年度の番組に出演していただく主な出演者の方には、こうしたNHKの考えや取り組みに一層の理解と協力を求めていくようにしようと検討している
- ガバナンスの仕組みは民放とNHKで異なるが、NHKとしても、ガバナンスの確保は放送業界全体の問題であると認識しており、放送業界全体の健全性確保に資するよう、取り組みを進めてまいりたい

NHK